函館市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に 関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2に規定する高額療養費(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2に規定する月間の高額療養費に限る。以下同じ。)の支給申請に関し、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第27条の17の規定により、高額療養費の支給申請に係る手続を省略すること(以下「手続の簡素化」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(簡素化対象者)

- 第2条 手続の簡素化をすることができる者(以下「簡素化対象者」という。)は、高額療養費に係る療養のあった月の初日において70歳に達している被保険者(以下「70歳以上の者」という。)の高額療養費の合計が、同一の月において1円以上となる世帯の世帯主とする。(他の制度による医療費助成との調整)
- 第3条 前条の規定にかかわらず、函館市重度心身障害者医療費助成条例(昭和48年函館市条例第12号)、函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年函館市条例第13号)または函館市子ども医療費助成条例(昭和48年函館市条例第44号)の規定により、医療費の助成を受けることができる者であって、当該助成を受けた場合に前条の要件を満たさなくなるものは、手続の簡素化をすることができない。

(支給申請の勧奨)

第4条 市長は、毎月25日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、その翌日)に簡素化対象者(第7条に規定する登録を受けた者を除く。)に対し、高額療養費支給申請書および簡素化の実施に係る同意書の様式を添えて、高額療養費の支給の申請を勧奨するものとする。

(添付書類の省略)

第5条 前条の勧奨を受けた者が高額療養費の支給を申請するときは、 領収書の添付を省略することができる。

(手続の簡素化の同意)

第6条 手続の簡素化を希望する者は、高額療養費支給申請書に簡素化の実施に係る同意書を添えて、市長に提出しなければならない。

(簡素化実施者の登録)

第7条 市長は、前条の同意書の提出があった場合において、簡素化対象者にあたるものと認めるときは、当該同意をした者を高額療養費の支給に係る申請書の提出を要しない者(以下「簡素化実施者」という。)として登録するものとする。

(手続の簡素化)

第8条 簡素化実施者は、第6条の規定による同意書を提出した日の属する月の翌月以降に支給する高額療養費について、当該高額療養費に係る療養のあった月において簡素化対象者に当たるときは、高額療養費の支給に係る申請書の提出を省略することができる。

(手続の簡素化の停止または解除)

- 第9条 市長は、簡素化実施者の属する世帯について、次の各号のいず れかに該当する事由が生じた場合は、手続の簡素化を停止し、または 解除することができる。
 - (1) 簡素化実施者または当該世帯に属する70歳以上の者の資格に異動があったとき。
 - (2) 簡素化実施者が指定した金融機関の口座に支払ができなかったとき。
 - (3) 交通事故等の第三者行為、闘争、泥酔または故意の犯罪等による 負傷や疾病であると認められるとき。
 - (4) 高額療養費支給申請書または第6条の規定による同意書の内容に 偽りその他不正があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。